工事用足場を設置される方へ

- 工事用足場を道路上に出す場合は、道路管理者の**道路占用許可が必要**になります。
  ※道路占用許可以外にも別途、交通管理者（所轄警察署長）の道路使用許可も必要になります。
- 足場の出幅は、**境界線から1m以内**です。
- 点字ブロックがある箇所では、従前の機能を損なわいよう**点字ブロックの仮移設**や誘導員の配置等が必要となります。
- **歩行者、通行車両**への**安全対策は、しっかり**行っていただきます。
  ※落下防止措置、セフティーコーンの設置、誘導員の配置など
- 申請から許可までの **標準処理期間は、3週間（21日）** となっています。

申請後、2～3日では許可を出すことができませんので、ご理解・ご協力をお願いします。
※上記期間は、国土交通省における標準的な処理期間です。

● 提出いただく書類（道路管理者へ提出する資料）

	提　出　書　類	部　数
①	**道路占用許可申請書**　※ダウンロード方法は５ページを参照してください	２枚
②	**占用場所の位置図**	２部 各１部ずつ申請書に添付
③	**占用物件の平面図、断面図、構造図** 《図面に明記する内容》 ・道路敷地境界線、道路敷地境界からの出幅（1.0m以内） ・道路幅員（○○.○m）、歩道幅員（○.○m）、隣地境界線 ・足場の寸法（たて・よこ・高さ）、材料及び構造 ・足場面積がわかる計算式（求積表） ・ガードレール、植樹帯、街路灯、電柱、バス停等、道路上にあるもの	
④	**交通安全対策図** 《図面に明記する内容》 ・セフティコーン、仮歩道の幅員（1.0m以上確保） 　セフティコーン設置後の歩道の残幅員 ・作業車の配置図、規制時間（足場組立・解体時の時間）	
⑤	**設置場所の写真**	
⑥	**その他必要に応じた資料** ・工程表 ・バス会社の承諾書（設置場所がバス停付近の場合）　他	

● 申請書（記載例）

様式１－１

道路占用 許可申請 協議 書

新規 更新 変更 第　号 年　月　日

開発足場 第 47 号
29 年 5 月 25 日

北海道開発局長　殿

〒 047-0036
(ふりがな) おたるしながはし４ちょうめ１４ばん３４ごう
住　所 小樽市長橋４丁目１４番３４号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ　かいはつあしばじむしょ
氏　名 株式会社　開発足場事務所
担当者 営業部次長　開発　建太
ＴＥＬ 090-****-****
E-mail

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的	○○ビル解体工事に伴う工事用足場設置のため				
占用の場所	路線名 一般国道５号			車道・歩道・その他	
	場所 小樽市入船○丁目□番△号				
占用物件	名称	規模	数量		
	工事用足場	別添平面図求積のとおり	１０．７３㎡		
占用の期間	29 年 6 月 20 日から 29 年 7 月 19 日まで 30日間	占用物件の構造	枠組み足場		
工事の期間	29 年 6 月 20 日から 29 年 7 月 19 日まで 30日間	工事実施の方法	請負		
道路の復旧方法	原状復旧	添付書類	位置図・平面図・断面図 現地写真・交通安全対策図 工程表・バス会社の承諾書		
備考	・足場の設置、解体時は、誘導員を配置し、通行者の安全を確保しながら作業を行います。 ・足場設置後は、常時良好な状態に保つように管理し、道路の構造や交通に支障を及ぼさないようにいたします。 ・占用期間満了後は、足場を速やかに撤去し、舗装等に破損を生じさせた場合は、速やかに原状回復いたします。				

申　請　書

様式１－１

道路占用 許可申請 協議 書

新規 更新 変更 第　号 年　月　日

第　号
29 年 7 月 25 日

北海道開発局長　殿

〒 047-8555
(ふりがな) おたるししおみだい１ちょうめ１５ばん５ごう
住　所 小樽市潮見台１丁目１５番５号
(ふりがな) おたるあしばせっちかぶしきがいしゃ
氏　名 おたる足場設置株式会社
担当者 開発　太郎
ＴＥＬ 090-****-****
E-mail

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的	○○ビル新築工事に伴う工事用足場、工事用仮囲、朝顔の設置のため				
占用の場所	路線名 一般国道５号			車道・歩道・その他	
	場所 小樽市花園○丁目□番△号				
占用物件	名称	規模	数量		
	工事用足場	別添平面図求積のとおり	○○．○○㎡		
	工事用仮囲	〃	□□．□□㎡		
	工事用足場（朝顔）	〃	△△．△△㎡		
占用の期間	29 年 8 月 20 日から 29 年 11 月 30 日まで 103日間	占用物件の構造	別添図面のとおり		
工事の期間	29 年 8 月 20 日から 29 年 11 月 30 日まで 103日間	工事実施の方法	請負		
道路の復旧方法	原状復旧	添付書類	位置図・平面図・断面図 構造図・現地写真・交通安全対策図・工程表		
備考	・足場の設置、解体時は、誘導員を配置し、通行者の安全を確保しながら作業を行います。 ・足場設置後は、常時良好な状態に保つように管理し、道路の構造や交通に支障を及ぼさないようにいたします。 ・占用期間満了後は、足場を速やかに撤去し、舗装等に破損を生じさせた場合は、速やかに原状回復いたします。				

申　請　書

● 図面

位置図（例）

道路占用箇所：小樽市入船○丁目□番△号

- 場所が特定できる位置図を添付してください。
- 位置図については、国土地理院の地図の他、市販の地図やインターネット上の地図を基に作成してください。
- 場所に印をつけて住所を明記してください。

平面図（例）

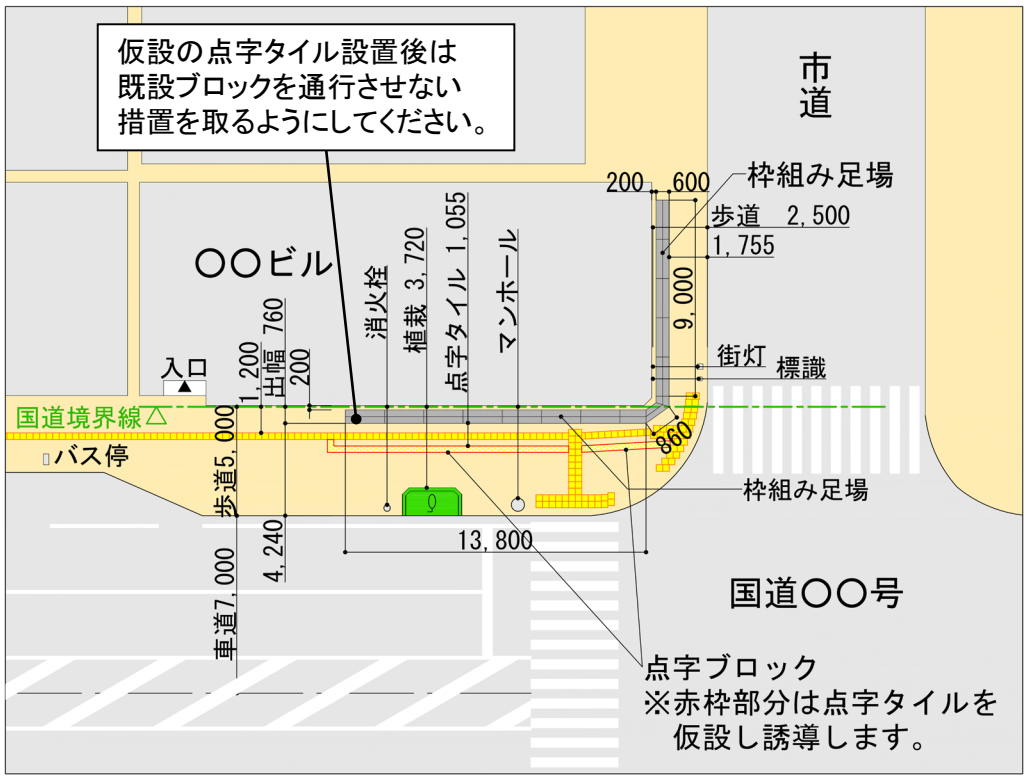

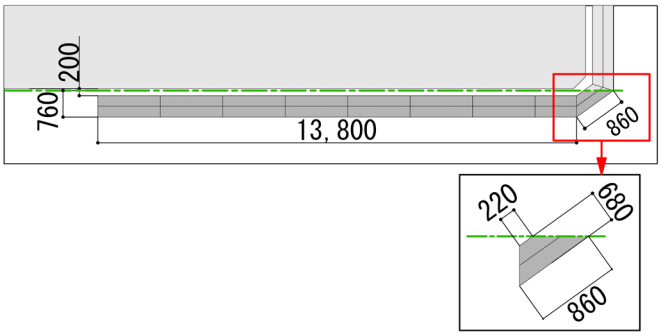

＜国道側壁面足場占用面積＞

歩道部	：	0.76m × 13.8m =	10.488㎡
歩道隅切部	：	(0.22m+0.86m)×0.68m÷2 =	0.3672㎡
歩道部+歩道隅切部　合計	：		10.85㎡

（合計の占用面積は小数点第2位未満を切捨て）

※足場はビル壁面より0.2m離して設置。

- 該当箇所の歩道幅員を明記してください。
- 国道敷地の境界線を緑色で線引きするなどして、わかりやすく示してください。
- 足場が国道部分と市（町）道と跨がる場合は、市道部分との占用面積の分けを明確にしてください。
- **足場の出幅、横幅（辺長）を表記してください。**
- **出幅は1m以内としてください。**
- 足場がかかる道路占用の範囲を着色するなどして、わかりやすく表示してください。
- **足場設置後の歩道の幅員（有効幅員）を表記してください。**また、植樹枡がある場合は、足場と植樹枡までの幅員を表記してください。
- 歩道に点字ブロックがある場合は、点字ブロックを表記してください。また、**足場の設置に伴い、点字ブロック利用者が足場と接触する可能性がある場合は、点字ブロックの仮移設や誘導員の配置等を行ってください。**
- 道路占用の面積を算出する根拠として、求積計算を行い、面積を表記してください。
- 歩道内に植樹枡、電柱、標識、バス停がある場合は、それらの施設を図面に明記してください。
- 道路占用箇所付近にバス停がある場合は、**事前にバス会社に説明し、バス利用者の支障にならないようにしてください。**
- 歩道内に消火栓やマンホール等の構造物がある場合も図面に明示してください。また、足場の設置後も操作が可能になるように対応してください。

断面図（例）

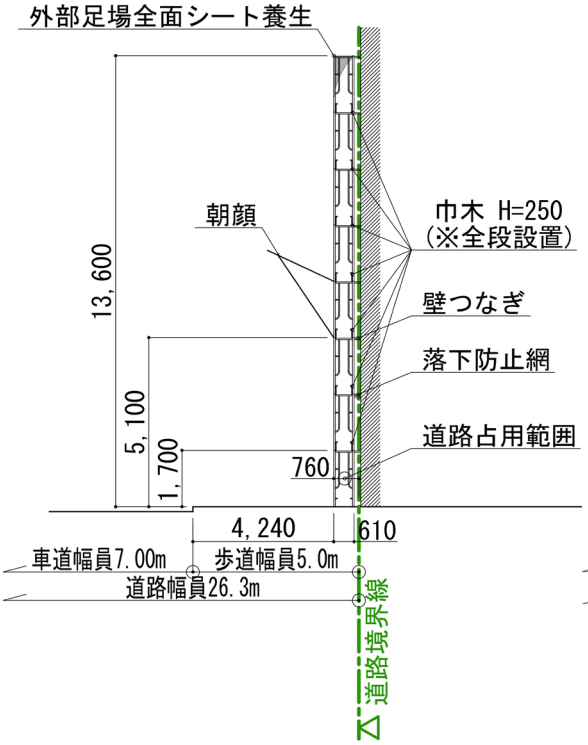

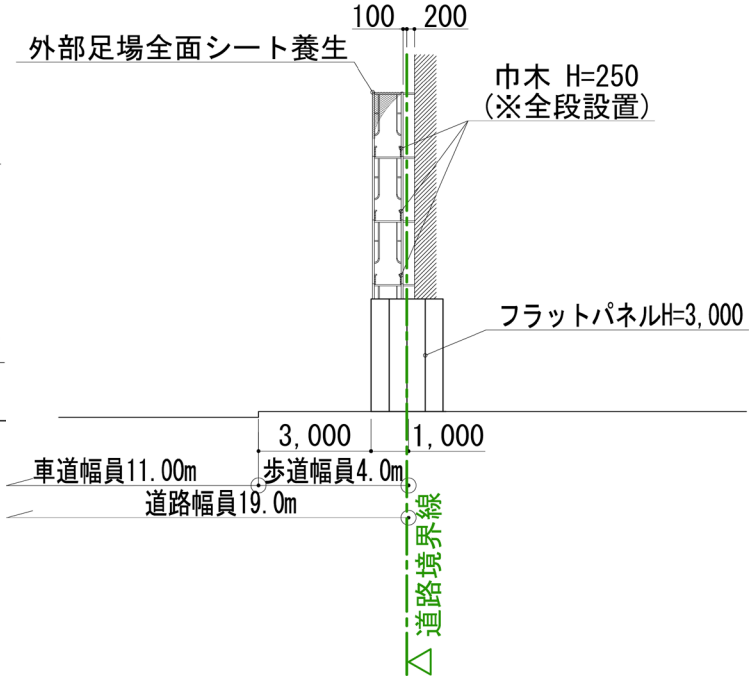

- 国道敷地境界線を緑色で線引きするなどして、わかりやすく示してください。
- 歩道幅員と足場の出幅及び歩道の有効幅員を表記してください。
- 足場の高さを表記してください。

設置場所の写真（例）

▼〇〇方向に向かって

▼△△方向に向かって

- 足場設置箇所の状況がわかる写真を両方向から撮影し、2枚以上添付してください。
- 現地の写真を撮影していなければ該当箇所のストリートビュー等を添付いただいても構いません。

交通安全対策図（例）

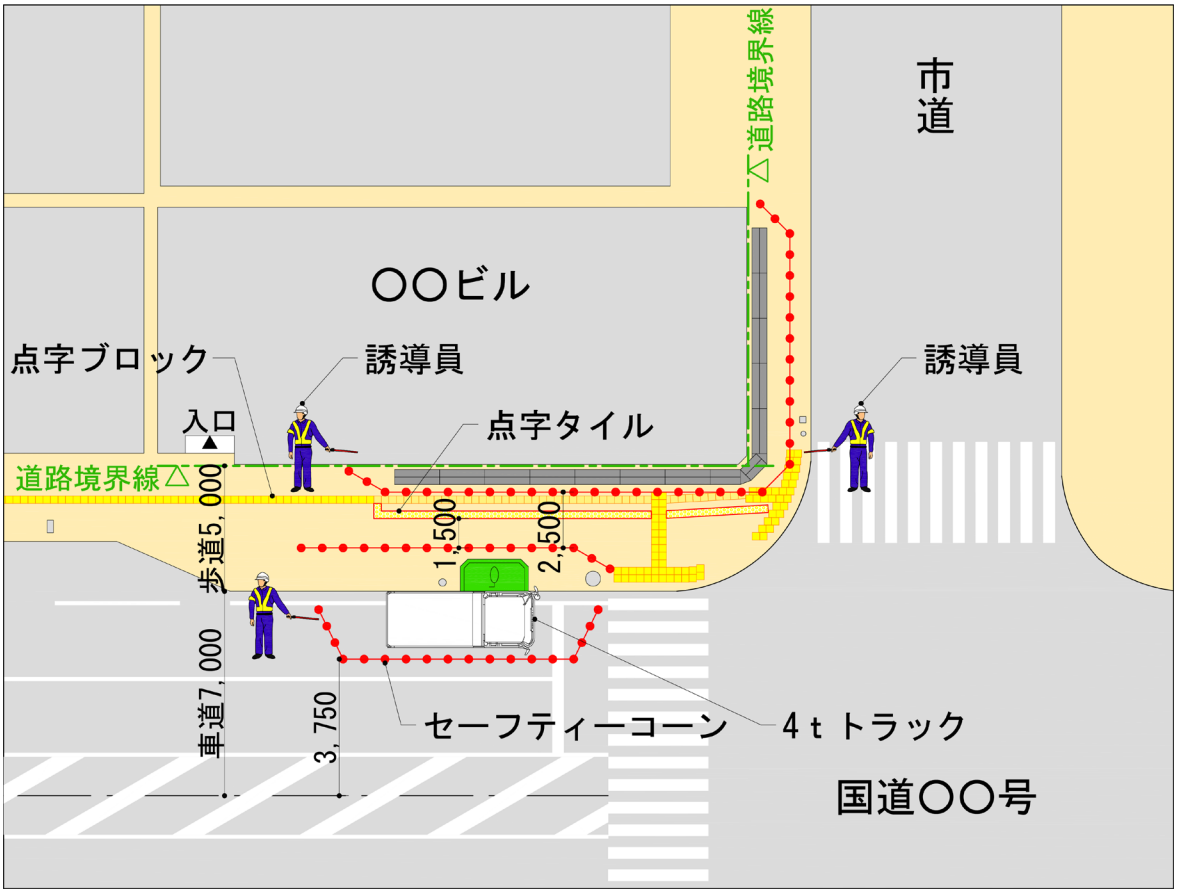

- **セフティコーン、バリケードの設置状況、作業車の配置状況を図示してください。**
- 誘導者の配置状況も図示してください。
- 通行者の安全を確保するため、**1m以上の仮歩道を確保してください。**
- 仮歩道については原則として、道路敷地外への設置を検討してください。
- ただし、現地の状況からやむを得ず、設置・撤去にあたって、車道規制（路肩含む）を行う場合は、規制の時間及び規制したことによる車道の残幅員を明記してください。

（交通規制に係る記載例） ※図面の下に記載してください

〇 足場の設置・解体にあたって、作業車両を停車させる必要があるため、それぞれ2～3時間、夜間（21:00～6:00 の間）にて車線規制を行います。

■申請書のダウンロード方法

- 道路占用許可申請書は、小樽開発建設部ホームページからダウンロードできます。
  Google などの検索エンジンで「小樽開発建設部」と入力するか、直接URL を入力して、アクセスしてください。
  小樽開発建設部ホームページ⇒ http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/
- 「申請・届出等手続案内」⇒「道路関係」の順でクリックし、下の方へスクロールしてから「道路占用許可申請書」をダウンロードして必要事項を記載し、申請者の記名、押印をして窓口へ提出してください。
- 提出の際に必要となるのは、「１－１」の道路占用許可申請書です。記載要領をお読みの上、ご記載ください。